

# 建設業における労働災害防止について

『トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心』

東京都都市整備局 市街地建築部  
令和4年度 東京都建築工事の危害防止講習会



**東京労働局労働基準部安全課**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第13次労働災害防止計画の目標と推進状況

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、  
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



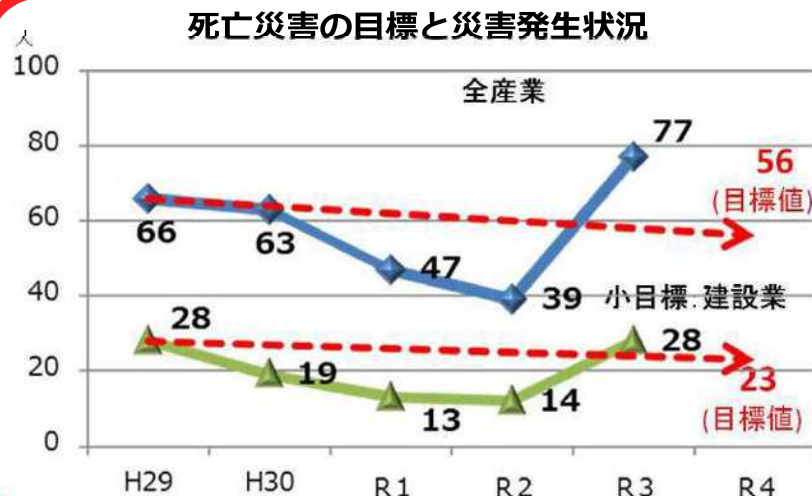
第13次防ロゴマーク

計画のねらい  
基本目標

- 死亡災害： 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- 死傷災害： 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

小目標（建設業）

・建設業における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。



## 13次防計画の4年目における推進状況

### 【基本目標】

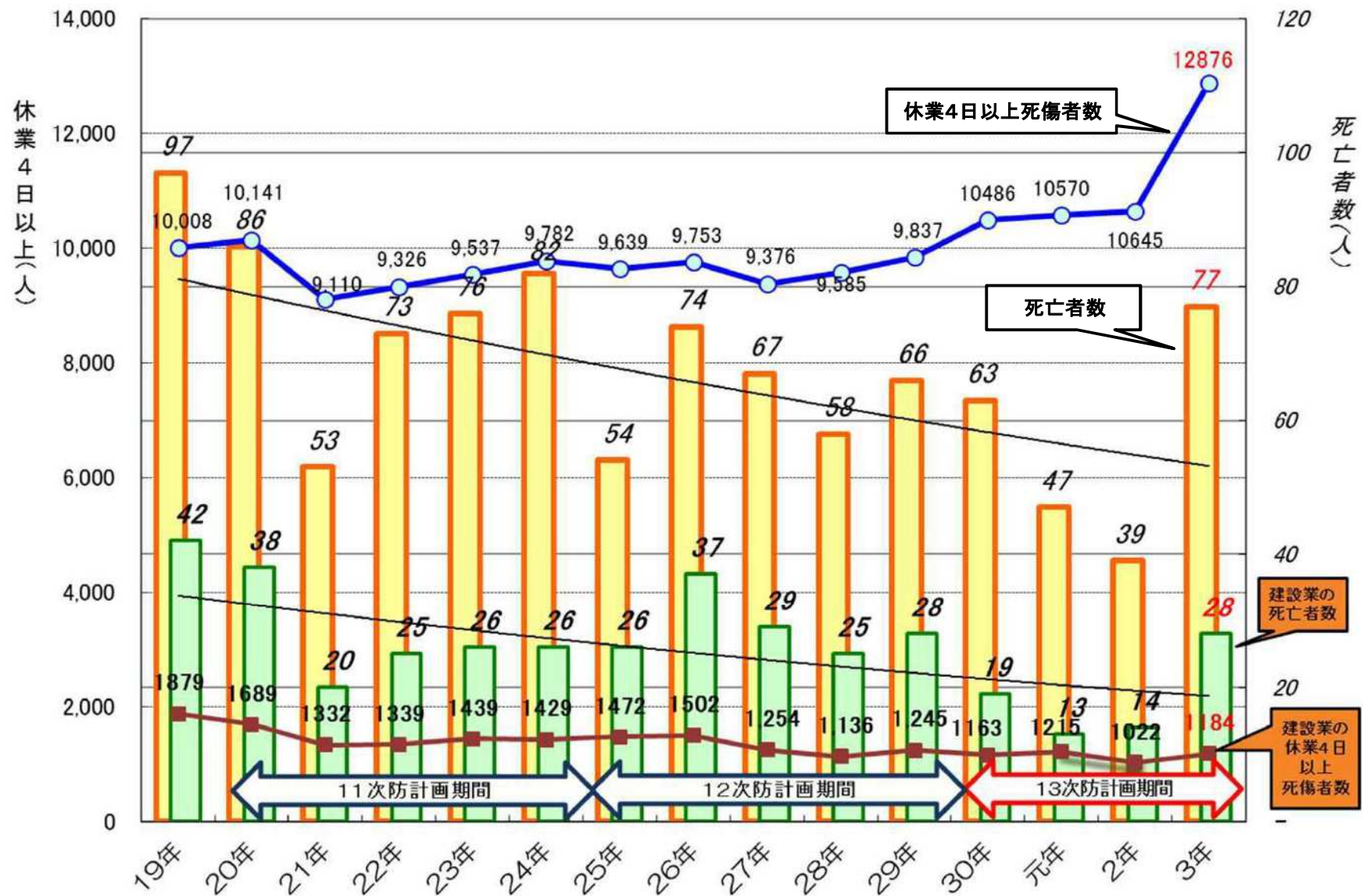
死亡災害：2021年（令和3年）の死亡者数は、77人。  
（13次防目標：56人以下）→**令和3年は未達成**

死傷災害：2021年（令和3年）の死傷災害は、12,876人。  
（13次防目標：9345以下）→**令和3年は未達成**

### 【小目標】

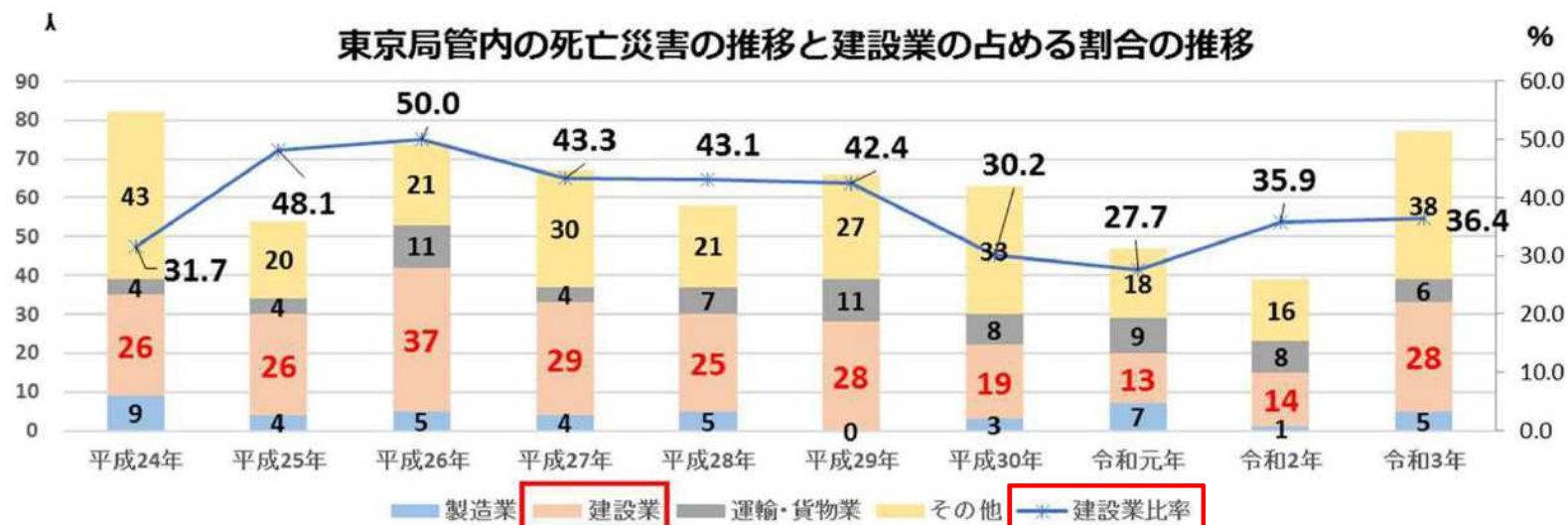
建設業：2021年（令和3年）の死亡者数は、28人。  
（13次防目標：23人以下）→**令和3年は未達成**

# 東京労働局管内の労働災害の推移

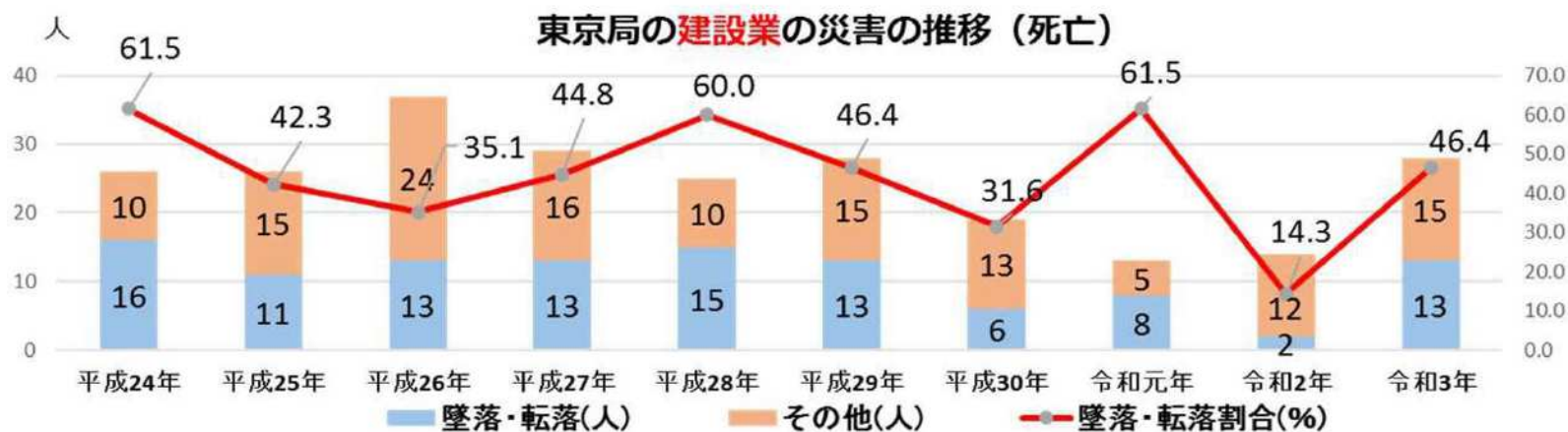




# 東京局管内の死亡災害推移（平成24年～令和3年）／業種別／墜落・転落



\* 建設業の死亡者数は全業種の3割から4割を占める。この内の約5割が墜落・転落災害である

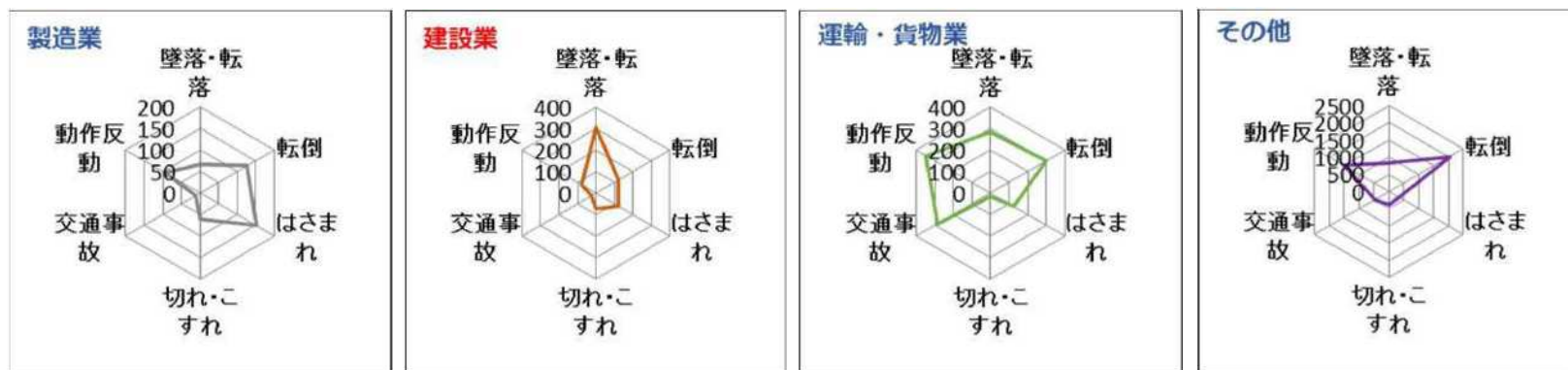


資料出所：労働者死傷病報告

# 東京局管内の休業4日以上の災害発生状況（業種別）/事故の型別物



\* 都内の休業による死傷者数において、建設業は全業種の約10%を占めている。事故の型別でみると建設業は墜落・転落によるものが多く、製造業ははさまれ、運輸交通業は動作反動が多く発生している。  
第三次産業は転倒による災害が最も多い。また、転倒による災害は業種横断的に多く発生している。

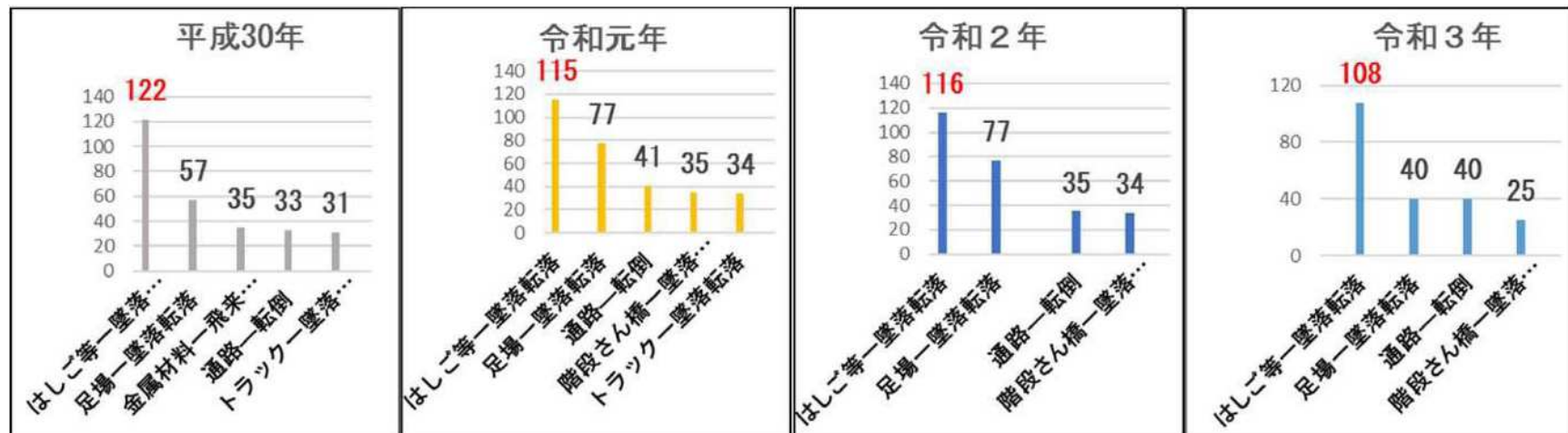


資料出所：労働者死傷病報告

# 建設業の労働災害を「事故の型別」と「起因物」でみると・・・



平成30年から令和3年の「事故の型別」と「起因物」の組合せの上位



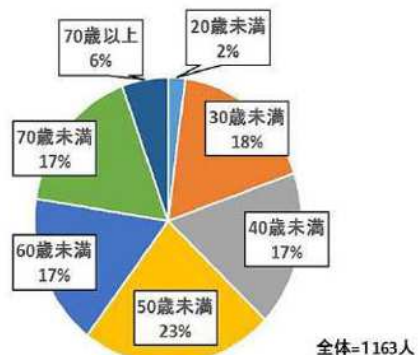
＊平成30年から令和3年の労働災害を「事故の型別」と「起因物」でみると、各年とも「はしご等からの墜落・転落」が最も多く、次いで「足場からの墜落・転落」である ※はしご等とは、はしご、脚立、踏み台などをいう。

資料出所：労働者死傷病報告

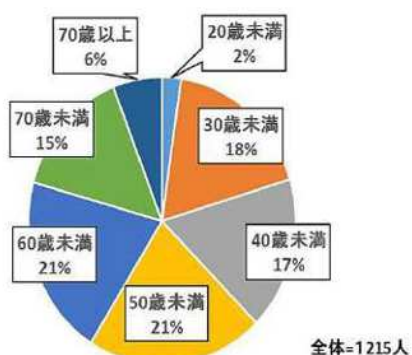


# 建設業の労働災害を「年齢別」でみると・・・

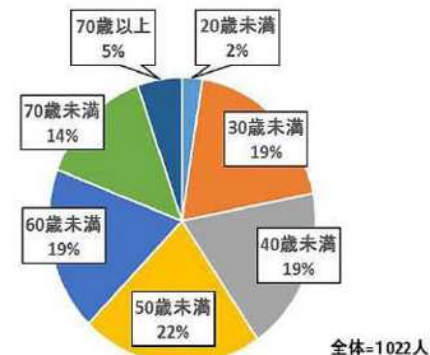
平成30年労働災害発生状況年齢別



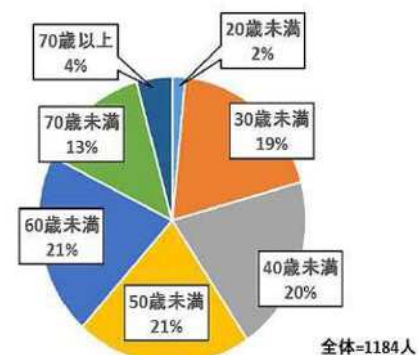
令和元年労働災害発生状況年齢別



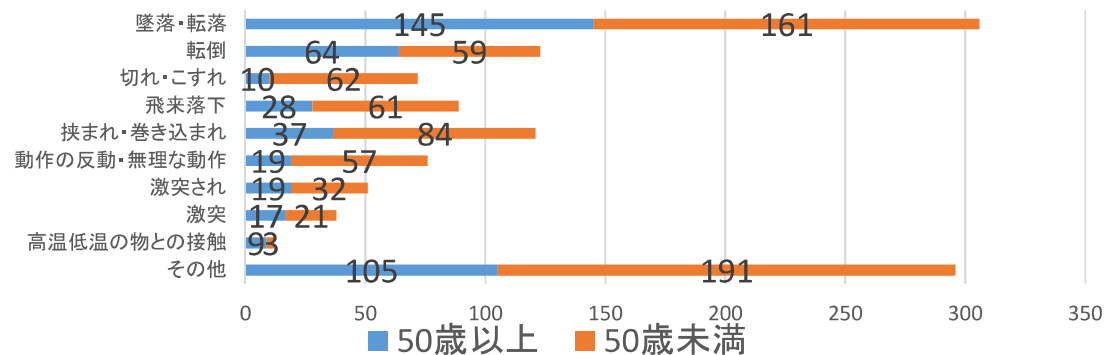
令和2年労働災害発生状況年齢別



令和3年労働災害発生状況年齢別



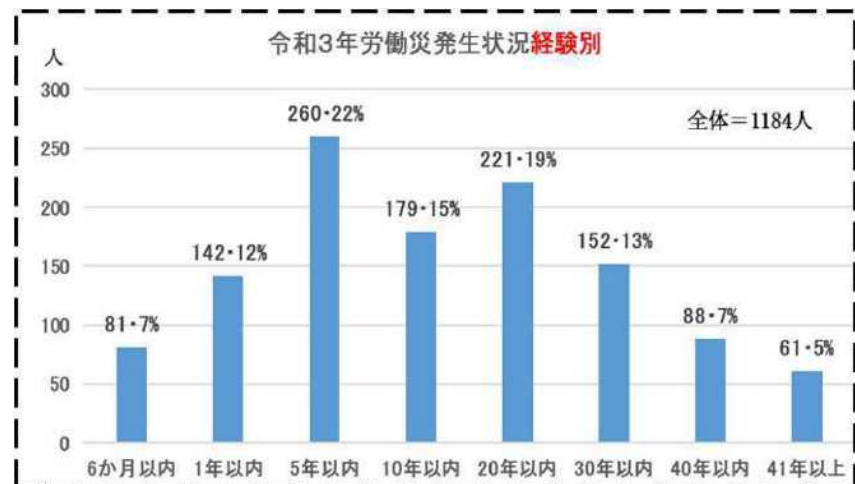
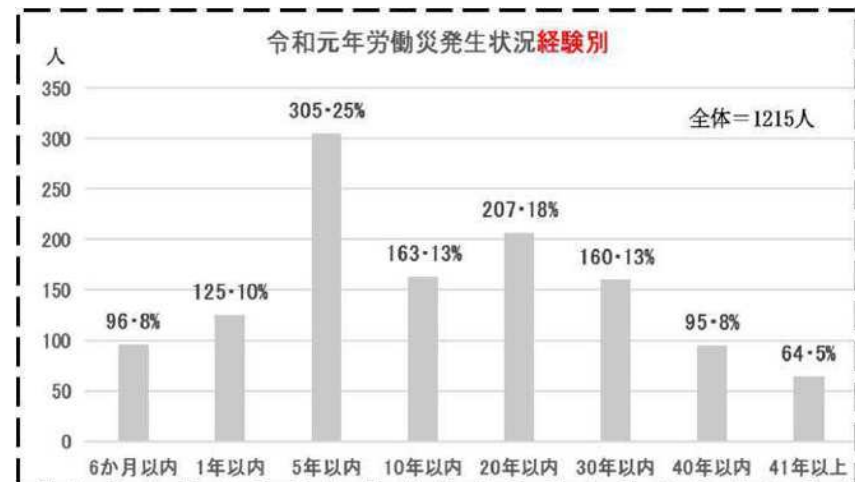
年齢別／事故の型別災害発生状況



- ・平成30年から令和3年とも死傷者の年齢別の災害傾向は同じ
- ・50歳以上の労働災害は全体の約40%を占める
- ・40歳以上50歳未満の方が全体の22%を占め最も多い

資料出所：労働者死傷病報告

# 建設業の労働災害を「経験別」でみると・・・



- ・ 経験1年から5年以内の経験者による災害は全体の約22%を占め最も多い
- ・ 経験5年以内の労働災害は全体の約41%を占めている

資料出所：労働者死傷病報告



# 令和4年における建設業の労働災害発生状況

## 令和4年死亡災害発生状況(対前年比較)

令和4年12月末日 現在

|      |     |
|------|-----|
| 現在   | 51人 |
| 前年同期 | 60人 |

## 令和4年死亡災害発生状況（令和4年12月末日現在）

| 業種別   |     | 東京労働局 労働基準部安全課 |       |       |           |         |              |            |                 |    |     |       |        |       |     |       |       |          |     |     |           |       |  |
|-------|-----|----------------|-------|-------|-----------|---------|--------------|------------|-----------------|----|-----|-------|--------|-------|-----|-------|-------|----------|-----|-----|-----------|-------|--|
|       | 製造業 | 建設業            | 土木工事業 | 建築工事業 | 木造家屋建築工事業 | その他の建設業 | (注2)陸上貨物運送事業 | ハイヤー・タクシー業 | その他の運輸・交通・貨物取扱業 | 商業 | 小売業 | 保健衛生業 | 社会福祉施設 | 接客娯楽業 | 飲食店 | 清掃と畜業 | ビルメン業 | その他の三次産業 | 金融業 | 警備業 | その他（一次産業） | 全産業合計 |  |
| 本年発生分 | 2   | 25             | 4     | 13    | 2         | 8       | 4            | 1          | 0               | 2  | 1   | 0     | 0      | 1     | 1   | 5     | 3     | 9        | 0   | 5   | 2         | 51    |  |
| 前年同期  | 5   | 25             | 3     | 19    | 1         | 3       | 2            | 2          | 0               | 4  | 2   | 6     | 5      | 0     | 0   | 4     | 2     | 9        | 0   | 3   | 3         | 60    |  |
| 増減数   | -3  | 0              | 1     | -6    | 1         | 5       | 2            | -1         | 0               | -2 | -1  | -6    | 0      | 1     | 1   | 1     | 1     | 0        | 0   | 2   | -1        | -9    |  |

(注1) 上段は、令和4年12月末日現在（速報値）  
下段は、前年同期（速報値）

(注2) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

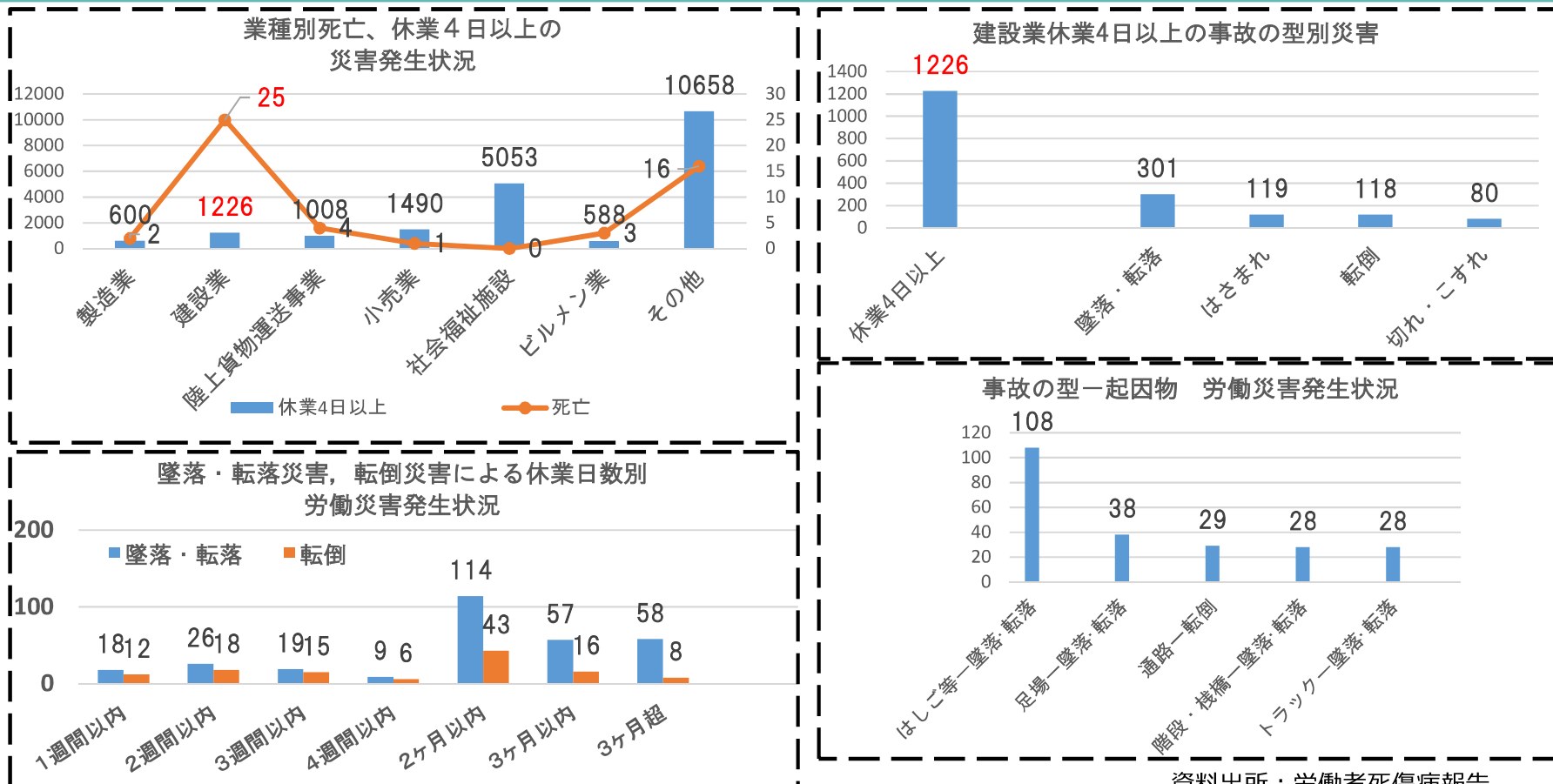
## 令和4年死傷災害発生状況（令和4年12月末日現在）

| 業種別    |     | 東京労働局 労働基準部安全課                        |       |       |           |         |              |                                                                             |                 |       |       |        |        |       |      |       |       |          |       |     |           |        |  |
|--------|-----|---------------------------------------|-------|-------|-----------|---------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------|-------|--------|--------|-------|------|-------|-------|----------|-------|-----|-----------|--------|--|
|        | 製造業 | 建設業                                   | 土木工事業 | 建築工事業 | 木造家屋建築工事業 | その他の建設業 | (注3)陸上貨物運送事業 | ハイヤー・タクシー業                                                                  | その他の運輸・交通・貨物取扱業 | 商業    | 小売業   | 保健衛生業  | 社会福祉施設 | 接客娯楽業 | 飲食店  | 清掃と畜業 | ビルメン業 | その他の三次産業 | 金融業   | 警備業 | その他(一次産業) | 全産業合計  |  |
| 本年発生分  | 600 | 1,226                                 | 253   | 716   | 40        | 257     | 1,008        | 527                                                                         | 383             | 2,088 | 1,490 | 10,800 | 5,053  | 1,123 | 723  | 872   | 588   | 1,933    | 98    | 324 | 63        | 20,623 |  |
| 前年同期   | 584 | 1,061                                 | 178   | 682   | 44        | 201     | 991          | 370                                                                         | 224             | 1,924 | 1,394 | 2,979  | 1,587  | 733   | 565  | 806   | 524   | 1,591    | 120   | 318 | 68        | 11,331 |  |
| 増減率(%) | 2.7 | 15.6                                  | 42.1  | 5.0   | -9.1      | 27.9    | 1.7          | 42.4                                                                        | 71.0            | 8.5   | 6.9   | 262.5  | 218.4  | 53.2  | 28.0 | 8.2   | 12.2  | 21.5     | -18.3 | 1.9 | -7.4      | 82.0   |  |
| (注1)   |     | 上段は、令和4年12月末日現在（速報値）<br>下段は、前年同期（速報値） |       |       |           |         |              | (注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。<br>(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。 |                 |       |       |        |        |       |      |       |       |          |       |     |           |        |  |

# 令和4年の死傷災害発生状況（業種別・事故の型・休業日数・事故の型一起因物）

- 令和4年の休業4日以上の死傷者数は全業種で20,623人、このうち建設業が1226人で全業種の6%。  
⇒ 墜落・転落によるものが301人(25%)で最も多く、次にははさまれ、転倒となっている。
- 墜落・転落、転倒による被災者の災害程度は、4週間を超え2か月以内のものが多い。
- 事故の型と起因物の両方でみた場合、はしご等からの墜落・転落が最も多く、次に足場からの墜落、通路での転倒となっている。

【令和4年12月末日現在】

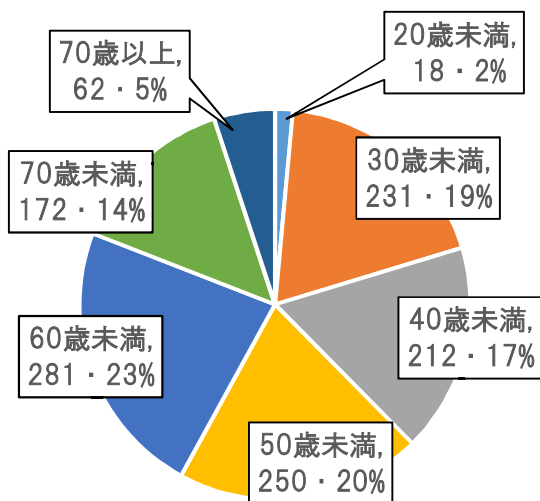


資料出所：労働者死傷病報告

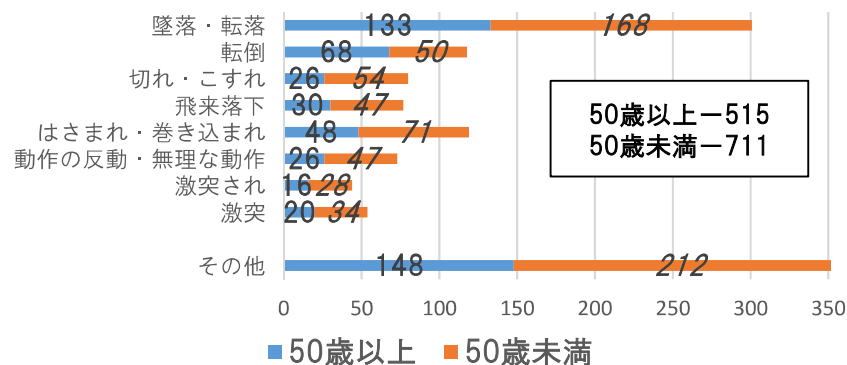
## 令和4年の建設業死傷災害発生状況（年齢別/事故の型/経験別）

- 令和4年の建設業の死傷者数1226人について、年齢別でみると50歳以上60歳未満が281人（23%）で最も多く、次に40歳以上50歳未満が250人（20%）、20歳以上30歳未満が231人（19%）。  
⇒ 全体の死傷者数のうち、50歳以上の者が515人と42%を占める。
- 事故の型別でみると、50歳以上の者の災害で、墜落・転落によるものが26%を占める。
- 経験別でみると、1年を超え5年以内の者が最も多く23%を占める。 【令和4年12月末日現在】

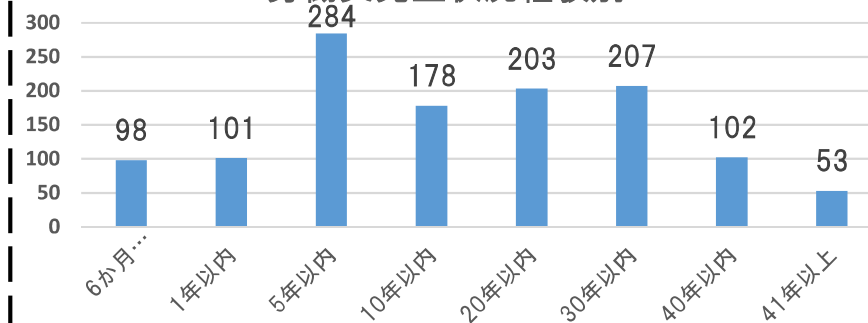
休業4日以上労働災害発生状況年齢別



年齢別/事故の型別災害発生状況



労働災害発生状況経験別





# 建設業における死亡災害事例 1（令和4年発生：東京）

|   | 月日 | 業種      | 職種         | 事故の型       | 発生状況の概要                                                                                               |
|---|----|---------|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |    |         | 年齢         | 起因物        |                                                                                                       |
|   |    |         | 経験         |            |                                                                                                       |
| 1 | 1月 | その他の建設業 | 作業員・技能者    | 墜落、転落      | トラックの荷台から機器を下ろす作業の際、テールゲートリフターに機器を載せて位置の調整をしていたところ、被災者が機器とともにテールゲートリフターから墜落し被災者は機器の下敷きとなったもの。         |
|   |    |         | 70歳代       | トラック       |                                                                                                       |
|   |    |         | 20年以上30年未満 |            |                                                                                                       |
| 2 | 1月 | その他の建設業 | 機械修理工      | はさまれ、巻き込まれ | アスファルト合材を製造するプラントの定期メンテナンスを受託した業者の社長及び労働者1名が、ミキサー内で消耗したミキサーの羽根等を交換していたところ、作業を行っていた社長と労働者がミキサーに挟まれたもの。 |
|   |    |         | 20歳代       | 混合機、粉碎機    |                                                                                                       |
|   |    |         | 1年以上5年未満   |            |                                                                                                       |
| 3 | 1月 | 建築工事業   | 大工         | 墜落、転落      | マンション建設現場1階において、一人作業で型枠解体作業に従事していた被災者が、脚立の横で意識不明の状態で倒れていたもの。                                          |
|   |    |         | 70歳代       | はしご等       |                                                                                                       |
|   |    |         | 30年以上      |            |                                                                                                       |
| 4 | 1月 | 建築工事業   | とび工        | 墜落、転落      | 足場解体作業に伴い、足場の10層目付近にて足場のメッシュシートを外す作業を行っていたところ、足場から墜落したもの。                                             |
|   |    |         | 30歳代       | 足場         |                                                                                                       |
|   |    |         | 10年以上20年未満 |            |                                                                                                       |
| 5 | 2月 | 建築工事業   | 土工         | 墜落、転落      | 戸建住宅の建設工事における地下室において、壁面に取り付けた下地材の出幅調整作業を、脚立を使用して行っていたところ、脚立の高さ約1メートルの段上から転落したもの。                      |
|   |    |         | 60歳代       | はしご等       |                                                                                                       |
|   |    |         | 30年以上      |            |                                                                                                       |
| 6 | 2月 | 土木工事業   | 土工         | 火災         | 溶接場において、ガス溶接によりアースドリルの補強に用いる鉄材を溶断しようとしたところ、ガス溶接の炎が着衣に接触し、燃え広がったことにより、胸部以下の火傷を負ったもの。                   |
|   |    |         | 80歳代       | ガス溶接装置     |                                                                                                       |
|   |    |         | 30年以上      |            |                                                                                                       |

東京労働局で12月末までに把握した事例

## 建設業における死亡災害事例 2（令和 4 年発生：東京）

|    |     |         |                        |                |                                                                                                                                                                   |
|----|-----|---------|------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 2 月 | 建築工事業   | 解体工                    | 墜落、転落          | 解体工事現場において、2 階屋上で養生シートを設置していたところ、天窓を踏み抜き墜落したもの。                                                                                                                   |
|    |     |         | 20 歳代<br>1 年以上 5 年未満   | 屋根、はり、もや、けた、合掌 |                                                                                                                                                                   |
| 8  | 3 月 | その他の建設業 | 設備機械工                  | 墜落、転落          | 建物屋上の空調室外機の撤去作業中、建物屋上を台車資材を移動中に高さ 19m から墜落したもの。                                                                                                                   |
|    |     |         | 20 歳代<br>1 年以上 5 年未満   | 作業床、歩み板        |                                                                                                                                                                   |
| 9  | 3 月 | 建築工事業   | とび工                    | 墜落、転落          | 地上 4 階建の共同住宅新築工事において、躯体南側の抱き足場の組立て作業中であった二次下請の作業員が、地上で倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが死亡したもの。被災者は、直前まで高さ約 6.8 メートルの足場上で組立作業に従事していたことから、同所から墜落したものと推定。                       |
|    |     |         | 60 歳代<br>30 年以上        | 足場             |                                                                                                                                                                   |
| 10 | 3 月 | 建築工事業   | とび工                    | 墜落、転落          | 工事用ラック式エレベーターのガイドレールの盛替え作業（10 階から 11 階）を行っていた被災者が、搬器とともに 10 階から 1 階へ墜落したもの。                                                                                       |
|    |     |         | 40 歳代<br>20 年以上 30 年未満 | エレベータ、リフト      |                                                                                                                                                                   |
| 11 | 5 月 | その他の建設業 | とび工                    | 飛来、落下          | 既存建物解体工事のエレベーター昇降路内において、地下 2 階と地下 1 階の間の鉄骨上で足場組立て、段取りのため、地下 2 階に止めたエレベーター搬器に取り付けられたワイヤロープを外したところ、エレベーターが 1m 程落下した。その後、昇降路頂部からワイヤロープと部品が落下し、被災者を巻き込んだことで左腕を切断したもの。 |
|    |     |         | 50 歳代<br>20 年以上 30 年未満 | エレベータ、リフト      |                                                                                                                                                                   |
| 12 | 5 月 | 建築工事業   | 土工                     | 激突され           | 公共施設庁舎改築工事現場において、被災者が現場内の掘削残土に混入するゴミを手で取り除く作業を行っていたところ、同残土の搬出作業を行っていた別事業場の労働者が運転するドラグショベルのバケットに接触したもの。                                                            |
|    |     |         | 60 歳代<br>30 年以上        | 整地・運搬・積み込み用機械  |                                                                                                                                                                   |

東京労働局で 12 月末までに把握した事例

# 建設業における死亡災害事例 3（令和 4 年発生：東京）

|    |    |         |                    |                |                                                                                                                         |
|----|----|---------|--------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | 5月 | その他の建設業 | 設備機械工              | 交通事故（道路）       | 汚泥処理プラント設備工事の作業を終え、トラックに乗車し所属事業場に戻る途中、高速道路出口付近で、2車線の右出口側に渋滞で並んでいたトレーラーに追突し衝撃で道路へ投げ出されたもの。                               |
|    |    |         | 60歳代<br>1年以上5年未満   | トラック           |                                                                                                                         |
| 14 | 6月 | その他の建設業 | 電工                 | 墜落、転落          | 高さ約3メートルの住宅の屋根に上り、ケーブルテレビ用の引込み線を束ねる作業を行っていたところ、地上に墜落したもの。                                                               |
|    |    |         | 70歳代<br>30年以上      | 屋根、はり、もや、けた、合掌 |                                                                                                                         |
| 15 | 6月 | 建築工事業   | とび工                | 飛来、落下          | 地上10階建のビルを解体する工事において、西面外壁の窓に固定されていた外部足場の壁つなぎを建物内側から取り外そうとしたところ、西面外壁の一部が被災者側に崩落し、これと窓の下部の外壁に胸部が挟まれたもの。                   |
|    |    |         | 30歳代<br>10年以上20年未満 | 建築物、構築物        |                                                                                                                         |
| 16 | 6月 | 土木工事業   | 土木作業員              | 高温・低温の物との接触    | 35℃を超える猛暑日に事業場内でセメント置場の片付け作業をしていたところ、セメント袋を持ち上げたがうまく持ち上がらず手前に落とし、その後前のめりに倒れ、病院に搬送されたが熱中症により死亡したもの。                      |
|    |    |         | 40歳代<br>20年以上30年未満 | 高温・低温環境        |                                                                                                                         |
| 17 | 7月 | 建築工事業   | れんが積工、<br>タイル張工    | 墜落、転落          | 地上2階建の共同住宅新築工事において、躯体西側の足場上で外壁材取り付け作業を担当していた被災者が、地上で倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが死亡したもの。足場作業床（地上から1層または2層目）から、地上まで約3～5m墜落したもの。 |
|    |    |         | 60歳代<br>20年以上30年未満 | 足場             |                                                                                                                         |
| 18 | 7月 | 建築工事業   | 作業員・技能者            | 崩壊、倒壊          | 被災者はフォークリフトを運転し、型枠材を推定3メートルの高さまで積み上げたのち、フォークリフトの運転席から離れ、手作業により当該型枠材の位置を調整していたところ、当該型枠材が倒壊し、下敷きとなったもの。                   |
|    |    |         | 50歳代<br>1年未満       | 木材、竹材          |                                                                                                                         |

東京労働局で12月末までに把握した事例



# 建設業における死亡災害事例 4（令和 4 年発生：東京）

|    |     |         |                                        |                  |                                                                                                                                             |
|----|-----|---------|----------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 19 | 8月  | 建築工事業   | 作業員・技能者                                | 交通事故（道路）         | 出張先の工事現場に向かうため、事業主（運転者）と被災者（助手席に同乗）が首都高速を走行していたところ、前方を走行していたトラックが右側の壁に激突し、横転した。被災者が同乗していた車両は横転したトラックに巻き込まれたもの。                              |
|    |     |         | 40歳代<br>10年以上20年未満                     | トラック             |                                                                                                                                             |
| 20 | 9月  | その他の建設業 | とび工                                    | 墜落、転落            | 荷揚げウインチ取付用架台（くさび式足場の部材で構成）の解体において、被災者が高さ約4メートルの単管パイプに乗り、高さ約6メートルの水平材と建地を固定するクランプを外していたところ、クランプを外した反動で被災者が握る建地パイプが回転したため、バランスを崩して墜落したもの（推定）。 |
|    |     |         | 30歳代<br>10年以上20年未満                     | その他の仮設物、建築物、構築物等 |                                                                                                                                             |
| 21 | 10月 | その他の建設業 | 建設業                                    | 墜落、転落            | 電線移設作業を行っていた被災者が、意識朦朧で建物1階の施錠された正面玄関を開けようとしているところを職員に発見され、病院に緊急搬送されたが容体が悪化し死亡したもの。脚立から転落したものと推定。                                            |
|    |     |         | 60歳代<br>30年以上                          | 足場               |                                                                                                                                             |
| 22 | 11月 | 建築工事業   | 作業員・技能者                                | 墜落、転落            | 被災者はマンション新築工事現場4階ベランダで脚立を使用して雨どいの接続作業を行っていたが、足を踏み外して約10メートル下の地上へ墜落したもの。                                                                     |
|    |     |         | 60歳代<br>10年以上20年未満                     | はしご等             |                                                                                                                                             |
| 23 | 11月 | 建築工事業   | 溶接工                                    | 墜落、転落            | 鉄骨造ビルの新築工事において、被災者が14階部の柱付近に設けられたステージ（床面から作業床までの高さ約4メートル）に乗り、鉄骨の補強材の溶接作業を行っていたところ、ステージから墜落し、使用していた要求性能墜落制止用器具によって宙づりになり、死亡したもの。             |
|    |     |         | 40歳代<br>20年以上30年未満                     | 足場               |                                                                                                                                             |
| 24 | 12月 | 土木工事業   | その他の作業員                                | 爆発               | マンホール内（深さ約20m）で、被災者2人がはしごの交換のための作業をしていたところ、マンホール内に存在した可燃性ガスに何らかの原因で着火し、マンホール内で爆発が起こったもの（2名死亡）。                                              |
|    |     |         | 50歳代<br>30歳代<br>10年以上20年未満<br>1年以上5年未満 | 可燃性のガス           |                                                                                                                                             |

東京労働局で12月末までに把握した事例

# 建設業における労働災害発生状況の特徴

- 1 建設業における労働災害は増加傾向  
(R4年は死亡災害、休業災害が前年比で増加)
- 2 「墜落・転落」が多く約3割。  
(R4年の死亡災害では6割が「墜落・転落」、  
休業災害では「はしご等」からの墜落も目立つ)  
⇒ 墜落制止用器具の未使用など基本的な墜落・転落防止  
対策の徹底」が不十分
- 3 高年齢労働者が占める割合が年々増加 (50歳以上が約4割で  
あり「転倒」や、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が多い)
- 4 単独作業における不安全行動による災害も目立つ  
⇒ 安全衛生教育による意識の高揚を図る必要がある

# 建設業の安全対策

## 1 労働者の安全確保のための対策

### 足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が**4割**以上占めている。

事業者は引き続き、**墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則**（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の**遵守徹底**を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「**足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱**」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、平成27年5月20日一部改正）に**基づく「より安全な措置」等の措置**を適切に講じること。

- ・ 足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、**労働安全衛生規則で定められている墜落防止措置**が適切に実施されていない足場で発生したもので**法定事項の遵守徹底が必要**であること。
- ・ **組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策を進めていくことが労働災害防止上効果的であること。**

**\* これらを踏まえて、安衛則における墜落防止 措置と実施すべき対策をもって足場からの墜落転落災害の一層の防止を図ることとする。**

# 建設業の安全対策

## 1 労働者の安全確保のための対策

### はしご等からの墜落・転落防止対策

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が最も多くなっている。「リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」(令和3年3月17日付け基安安発0317第2号)に基づく措置を適切に講じること。

### 墜落制止用器具の適切な使用

厚生労働省は、事業者に対して、平成31年2月1日に施行された**墜落制止用器具に係る改正安衛則等について**、リーフレット等を活用して**改正内容の周知を図るとともに**、令和4年1月1日に経過措置期間が終了した「**墜落制止用器具の規格**」(平成31年厚生労働省告示第11号)に適合した**墜落制止用器具の使用を徹底する**。

事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「**墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン**」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)に基づく措置を適切に講じるとともに、「**墜落制止用器具の規格**」(平成31年厚生労働省告示第11号)に適合した**墜落制止用器具の使用を徹底する**。



# 「墜落・転落」×「はしご等」災害に対する対策（建設業）

建設業の墜落転落の内、はしご等からの墜落転落の死傷者数が毎年3割を超えている！  
はしご等を使用する前にチェックをしてから使用しましょう。

## はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に  
なってから、作業を始めましょう。

**作業前 8 のチェック！！**

（作業前点検リスト）  
年 月 日 天気（晴・曇・雨・雪）  
現場名 確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ （はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※原則はしごを使うときも、チェックしましょう

**「労働安全衛生規則」で定められている事項**  
**移動はしご（安衛則第527条）**

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

## 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に  
なってから、作業を始めましょう！

**作業前 10 のチェック！！**

（作業前点検リスト）  
年 月 日 天気（晴・曇・雨・雪）  
現場名 確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する（3段目以下がよりよい）
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

**「労働安全衛生規則」で定められている事項**  
**脚立（安衛則第528条）**

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うための必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
（リーフレット）も確認してください。⇒⇒⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

## 安全帯が「墜落制止用器具」に！

- 「墜落制止用器具」として認められる器具は**胴ベルト型とハーネス型**の2つとなります。
- 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが**原則**です。
- **高さが2 m以上の箇所で作業床を設けることが困難**なところでは、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務について、「**安全衛生特別教育**」が必要です。

フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)は「胴ベルト型」の使用可。

※建設作業等一般的な使用条件では目安高さ5m以下となる

特別教育の実施状況を元方事業者を確認

胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安である6.75mの考え方

フルハーネス型安全帯の自由落下距離の**最大値**(4m)とショックアブソーバの伸びの**最大値**(1.75m)の合計値に1mを加えた値として6.75mとしている。

建設作業等において胴ベルト型を使用可能な高さの目安

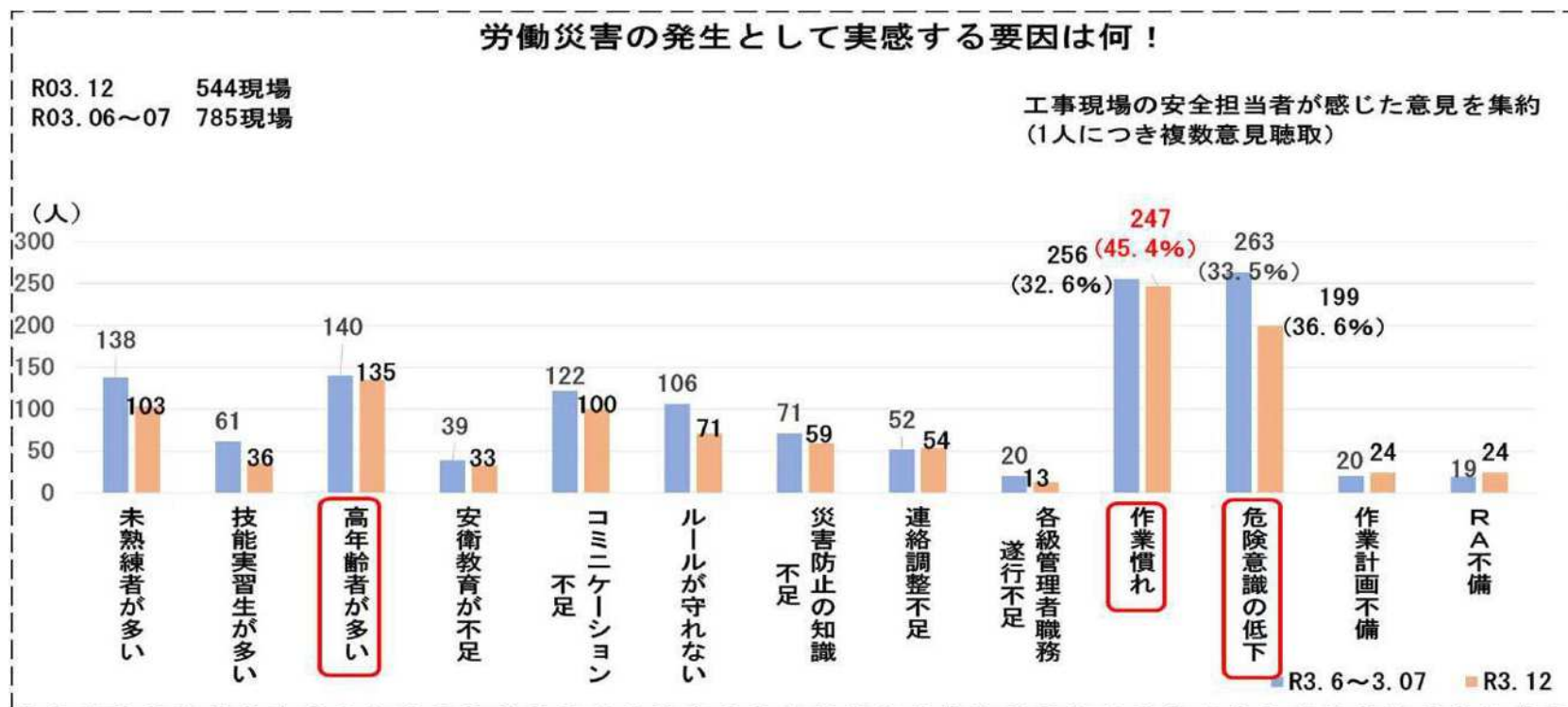
建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件を想定すると、目安高さは5m以下とすべきとしている。

|                               | 2018(平成30)年 |    |    |     | 2019(令和元)年                 |    |    |     | 2020(令和2)年 |    |    |     | 2021(令和3)年 |    |    |     | 2022(令和4)年以降  |  |
|-------------------------------|-------------|----|----|-----|----------------------------|----|----|-----|------------|----|----|-----|------------|----|----|-----|---------------|--|
|                               | 1月          | 4月 | 7月 | 10月 | 1月                         | 4月 | 7月 | 10月 | 1月         | 4月 | 7月 | 10月 | 1月         | 4月 | 7月 | 10月 |               |  |
| 政令改正                          | ★公布         |    |    |     | ★施行日(2月1日)                 |    |    |     |            |    |    |     |            |    |    |     | ★完全施行日(1月2日～) |  |
| 省令改正                          | ★公布         |    |    |     | ★施行日(2月1日)                 |    |    |     |            |    |    |     |            |    |    |     |               |  |
| 改正法令に基づく墜落制止用器具の使用            |             |    |    |     | 使用可能 (2019(令和元)年2月1日～)     |    |    |     |            |    |    |     |            |    |    |     | ✕             |  |
| 現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間      |             |    |    |     | 使用可能 (2022(令和4)年1月1日まで)    |    |    |     |            |    |    |     |            |    |    |     |               |  |
| 安全帯の規格改正(予定)                  |             |    |    |     | ★適用日①(2月1日)<br>★適用日②(8月1日) |    |    |     |            |    |    |     |            |    |    |     |               |  |
| 改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売       | 製造可能        |    |    |     | 製造・販売可能 (2019(令和元)年2月1日～)  |    |    |     |            |    |    |     |            |    |    |     |               |  |
| 現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間 | 製造・販売可能     |    |    |     | 販売可能                       |    |    |     |            |    |    |     |            |    |    |     |               |  |
| 特別教育規程の改正                     | ★告示         |    |    |     | ★適用日(2月1日)                 |    |    |     |            |    |    |     |            |    |    |     |               |  |

## 労働災害発生の要因として建設現場の安全衛生担当者に確認した!

令和3年は災害が前年に比べ増加したことにより、どこに問題があるか、災害の要因について、現場の安全衛生担当が実感することを13の項目を用意し意見として複数を挙げてもらった。

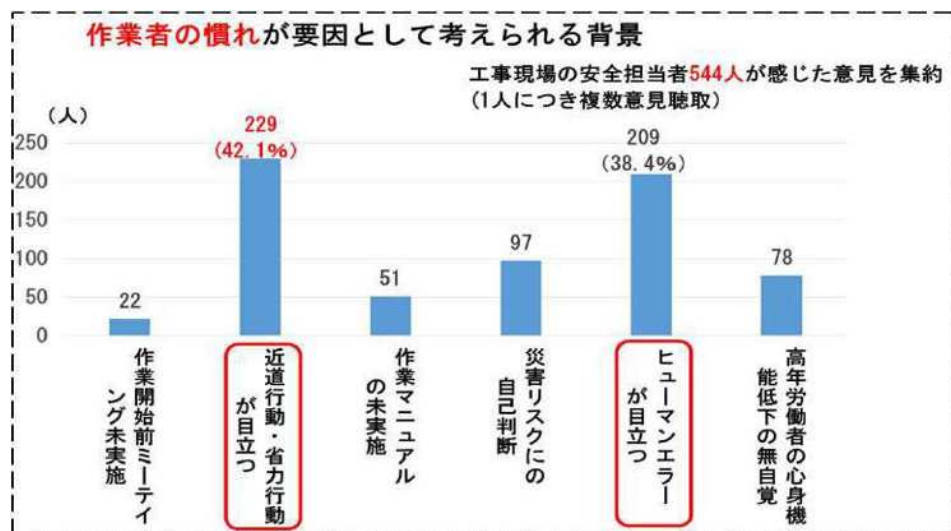
確認した時期は6月の「Safe Work TOKYO建設死亡災害緊急対策」に行った785現場に対し、12月「年末年始Safe Work推進強調期間」の544現場に対して、いずれも集中的現場指導の際に行ったものである。



現場の安全衛生担当者が労働災害の発生の要因として実感する項目で2回にわたり確認したところでは、6月時に最も多かったのは「危険意識の低下」で約34%を占め、次いで「作業の慣れ」が約33%、「高年齢労働者」となっている。12月時では、「作業の慣れ」が約45%、「危険意識の低下」約37%で次に「高年齢者」となっており、いずれもこの3つが災害発生要因とし実感していることを確認した。

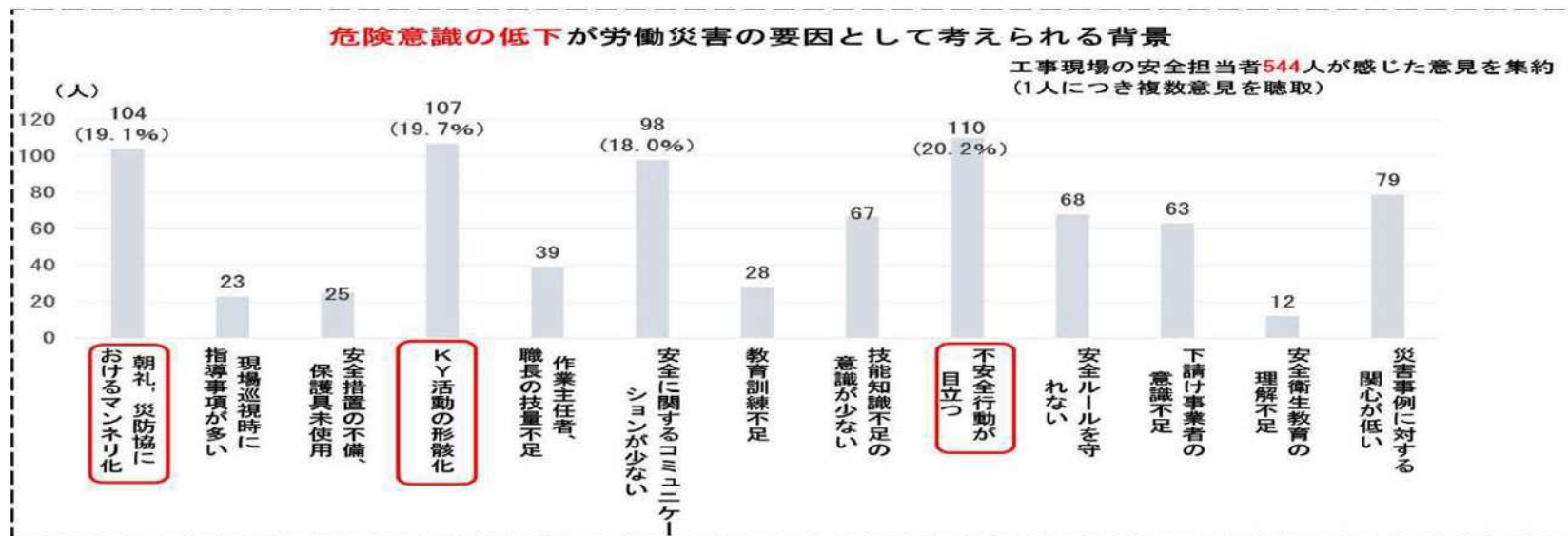


## 労働災害発生の要因として建設現場の安全衛生担当者を確認した!



労働災害発生の要因として挙げた「作業の慣れ」「危険意識の低下」について集中的現場指導の12月には、2つの考えられる背景について確認した。

- 「作業の慣れ」で6項目のうち最も多かったのは、「近道行動・省力行動が目立つ」が42%を占め、次に「ヒューマンエラーが目立つ」が38%を占めた。
- 「危険意識の低下」で13項目のうち最も多かったのは「不安全行動が目立つ」が20%を占め、次に「KY活動の形骸化」「朝礼、防災協におけるマンネリ化」が19%を占めた。

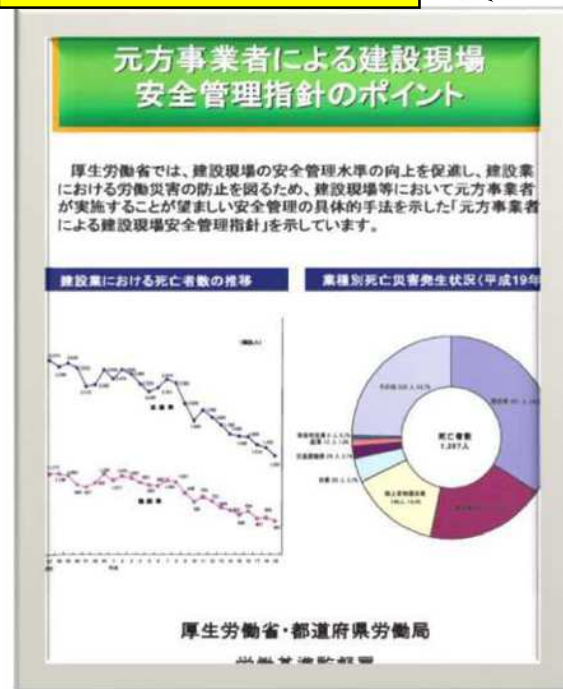




# 安全施工サイクル活動（日々の励行）

安全活動を日常の  
なかに定着させて  
いくことが重要！！

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること。



「元方事業者による建設現場の安全管理指針」リーフレットより。  
※元方事業者の安全管理の基本がまとめられています。

作業前の計画確認や重機類の点検を  
確実にすることがポイント！

# 安全衛生管理計画、安全衛生方針の策定と発信

| 安全衛生管理計画    |             |                 |    | 作成日 | 承認者 |
|-------------|-------------|-----------------|----|-----|-----|
|             |             |                 |    | 変更日 | 作成者 |
| 本支店安全衛生管理方針 | 作業所安全衛生管理方針 | 安全衛生管理方針        |    |     |     |
| 1. 方針       | 1. 方針       | 包括所長：<br>包括安全衛生 |    |     |     |
| 2. 目標値      | 2. 目標値      | 安全衛生            |    |     |     |
| 3. 重点方策     | 3. 重点方策     | 安全衛生            |    |     |     |
| 11月         | 12月         | 1月              | 2月 | 3月  |     |
| 月間目標        |             |                 |    |     |     |
| 準備工事        |             |                 |    |     |     |
| PH          |             |                 |    |     |     |

**安全衛生方針（所長が自ら発信！）**

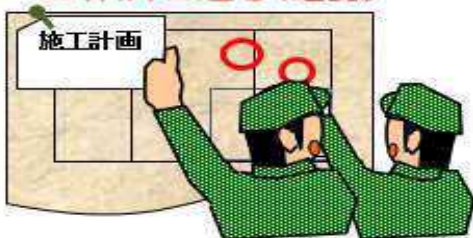
**（例）**

**1.基本方針**  
全員参加の安全衛生活動、  
快適・安全な環境づくり

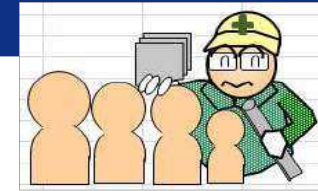
**2.目標値**  
全工期無事故・無災害  
第三者災害ゼロ

**3.方策（実施事項）**  
墜落・転落防止措置の徹底  
安全施工サイクルの継続的实施  
危険の「見える化」促進  
休憩室の充実、洗身施設設置

計画段階でのリスク  
アセスメント実施と  
施工段階での作業手順書  
の作成と遵守(確認)



# 新規入場者教育



## 新規入場者教育の内容

- ① 労働者が混在して作業を行う場所の状況
- ② 労働者に危険を生ずる箇所の状況
- ③ 混在作業場所において行われる作業相互の関係
- ④ 退避の方法
- ⑤ 指揮命令系統
- ⑥ 担当する作業内容と労働災害防止対策
- ⑦ 安全衛生に関する規定
- ⑧ 建設現場の安全衛生管理計画の内容

作業マニュアルを  
眺めているだけでは  
ダメ！

具体的に現場を見てまわり、  
危険源を洗い出すことが  
重要！！

現場写真の活用か、  
イラスト化などにより  
危険箇所を書き込む  
などの工夫を！！

## ハインリッヒの法則

- 1件の死亡・重症災害が発生した場合、それと同じ原因で29件の軽傷災害が、同じ性質の無傷災害が300件。300件の無傷災害を減らすと、軽傷災害、重症災害を減らすことが期待できる。

重大事故 = 1

軽微な事故 = 29

無傷災害 = 300

ヒヤリ・ハット

# その他取組事項（見える化の促進）

※特に、若年労働者及び外国人労働者に対して有効です。

※外国人労働者数、労働災害件数は年々増加傾向にあります。  
→的確な安全衛生教育の実施  
母国語での注意表示や絵表示などによる「見える化」の促進  
(必要な日本語、基本的な合図等を習得させる)

文化や言葉の違いを理解  
した現場の対策が必要

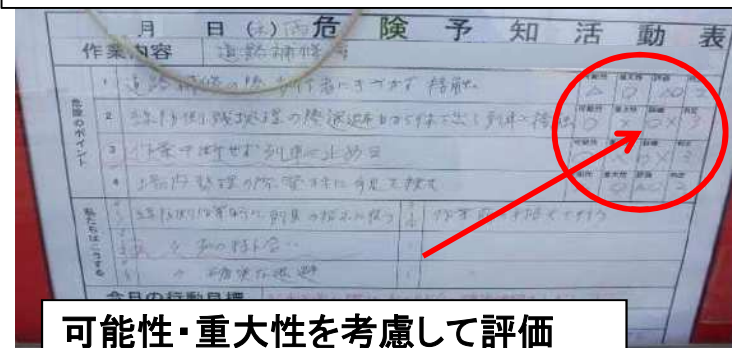
⇒見える化の促進



[建設業労働災害防止協会：統一安全標識]



現地KY（危険予知）活動も有効（掲示）  
作業を行う場所で危険ポイントを洗い出す



可能性・重大性を考慮して評価

マンネリ化防止⇒RA手法取り入れ、リーダーの輪番制、  
作業方法・場所や天候の考慮等



# 建設死亡災害を 発生させない 取組強化を！！

令和4年に  
10人死亡！  
(令和4年4月6日現在)



死亡災害の  
8割が墜落・  
転落！！

足場から墜落  
建物屋上から墜落  
脚立から墜落

昨年同月比で  
4人増加！！



死亡災害を絶対に発生させない旨の  
決意表明・発信を行ってください！！



東京労働局労働基準部 安全課 (R4.4)

★決意表明をお願いします！

(例)

当現場では、死亡災害は  
絶対に発生させないよう  
元請、協力会社が一体と  
なって労働災害防止に  
取り組むことを決意する



重点事項：墜落防止の徹底

東京労働建設株式会社  
死亡災害撲滅プロジェクト工事  
現場所長 西歩 和久郎

労働災害防止活動の取組強化をお願いします！





## 【建設業】労働災害防止に向けた取組強化 自主点検表

点検日： 月 日、点検者：

|                   |             |        |         |
|-------------------|-------------|--------|---------|
| 元請事業場名            |             |        |         |
| 工事名称(所在地)         |             |        |         |
| 工事概要等             | (土木・建築・その他) | 請負金額：  | 工事期間： ～ |
| 現在の作業内容<br>進捗率(%) | ( %)        | 災害発生状況 | ( 件)    |

☆下記に示した各項目の対応は十分ですか？ □にレを付けて確認するとともに、  
死亡災害の発生に向けて取組を強化しましょう。  
また、未実施である項目は、速やかに、改善を図りましょう。



□1 現場所長自らが「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行っているか。  
また、朝礼時などにおける宣誓や現場内の掲示（関係者への共有）を行っているか。

□2 安全衛生管理活動の活性化が図られているか。

- 安全衛生基本方針、安全衛生の目標、工程・工期毎の重点項目を明確にした計画の策定
- 安全衛生管理体制の整備と職務上の役割の明確化
- 作業計画の作成と計画段階におけるリスクアセスメントの実施
- 労働災害防止に係る協議会の設置と的確な開催（少なくとも毎月1回以上）
- 関係請負人に対する的確な連絡・調整の実施及び法令遵守の指導
- 職長、作業主任者、作業指揮者の選任及び職務遂行状況の確認
- 作業場所の職場巡視の励行と的確な改善指示（少なくとも毎作業日1回以上）
- 見える化（危険箇所の注意喚起や絵表示による視覚化）の促進
- 持ち込み機械・設備の点検の実施状況と作業従事者に対する有資格の確認
- 建設重機等による安全作業の徹底（転倒や作業者との接触防止、用途外使用の禁止）
- 作業開始前における関係請負人との打ち合わせ、KY（危険予知）活動の励行
- 高齢労働者及び外国人労働者に対する安全衛生対策
- 施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動（日々の朝礼、安全ミーティング、作業開始前点検、巡視、持場後片付け、終業時の確認など）の実施



□3 墜落防止対策の徹底が図られているか。

- 高所における有効な作業床の確保と端部からの墜落防止措置（手すりの設置等）
- 開口部における的確な覆いと立入禁止表示、作業時における周囲に手すり設置などの措置
- 墜落制止用器具の的確な使用（特に有効な作業床の確保が困難な鉄骨組立作業や足場の組立・解体作業時などにおける使用の徹底）と取付設備の設置
- 足場における作業開始前の的確な点検と不備箇所についての即時改善
- はしご、脚立等の適切な用具の選定と適正な使用（安全で有効な昇降設備の設置等）

□4 新規入場者等に対する安全衛生教育は徹底しているか。

- 安全衛生管理計画や災害防止目標と重点事項、現場における安全ルールの周知
- 作業内容に応じた教育（作業の特性に応じた保護具の使用や作業手順遵守の徹底、就業制限の確認と特別教育の実施など）の的確な実施
- 安全衛生意識の向上（危険意識の低下に対する危険体験トレーニング等の実施、作業の慣れによる作業手順の省略や不安全行動などの禁止）
- 混在作業場所における作業相互の連携、労働災害防止対策
- 関係請負人に対する入場前事前教育の実施状況の確認と教育資料の提供
- 作業禁止基準及び災害発生時における対応と退避の方法、緊急連絡体制の周知



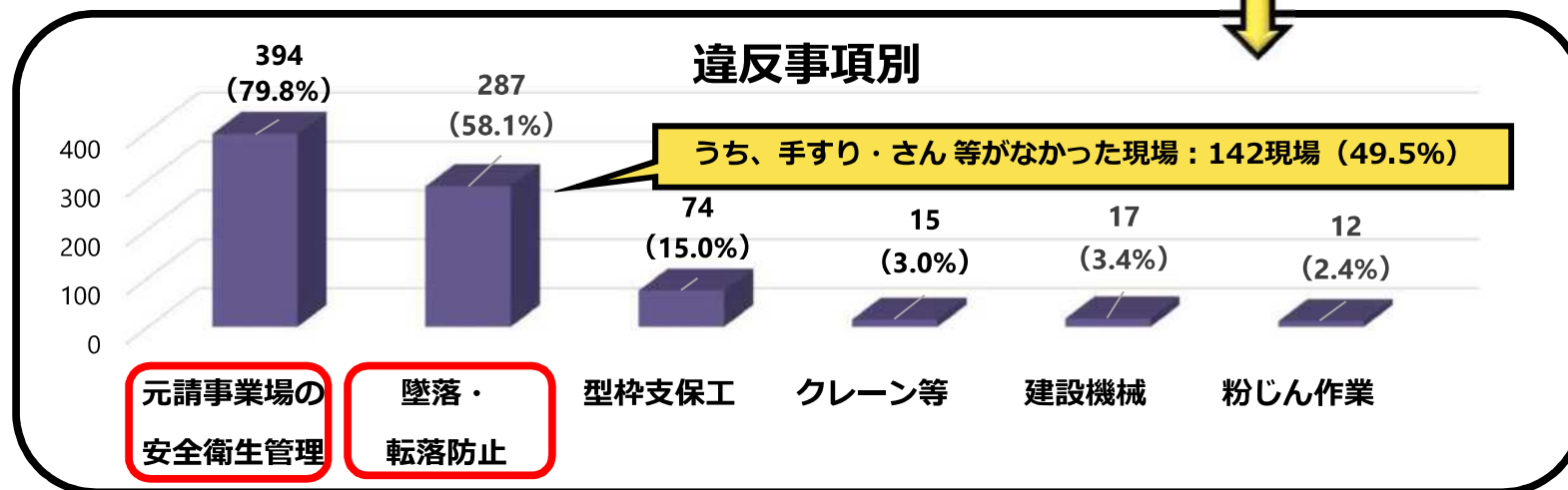
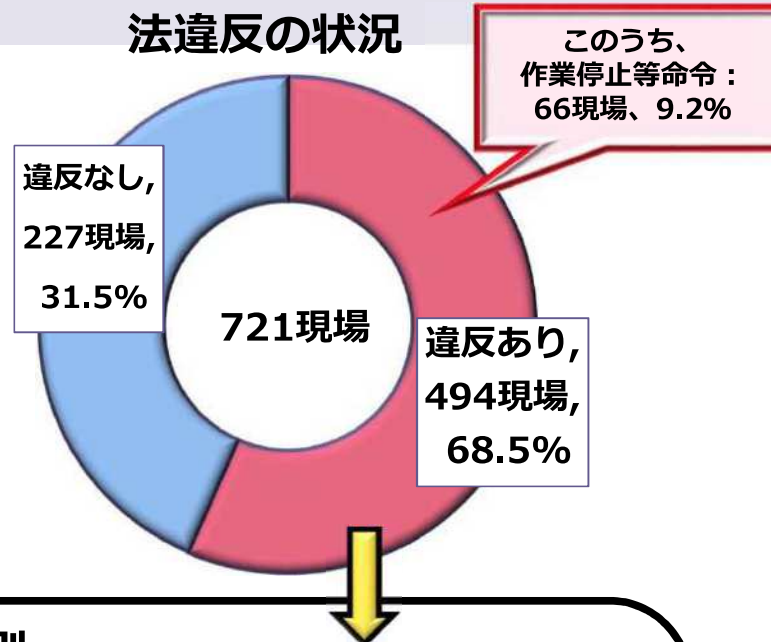
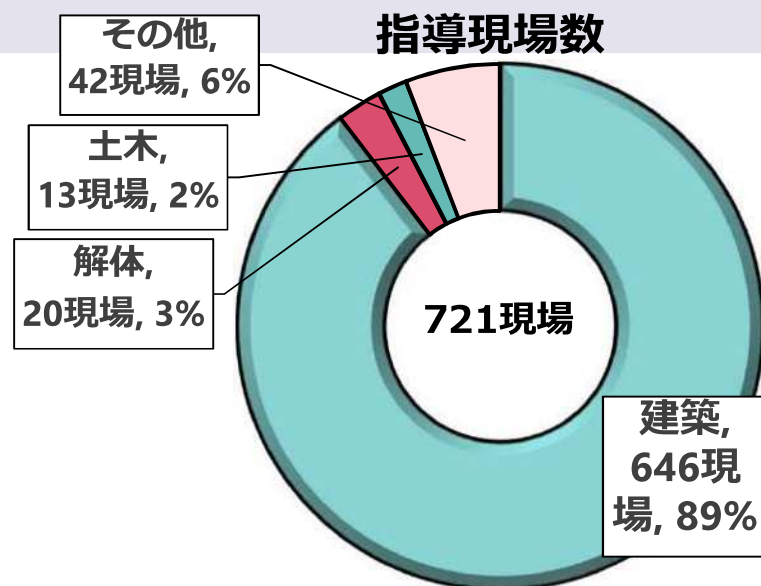
【点検結果と今後の対応（取組強化）】

<参考となる関係通達>

- ・平成7年4月21日付け基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理計画について」
- ・平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」

東京労働局労働基準部安全課作成（R4.4）

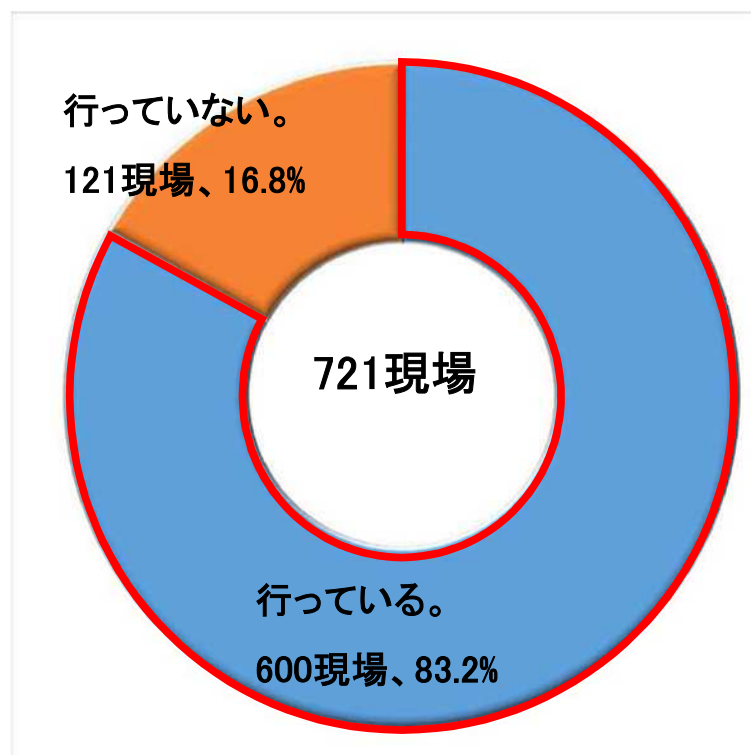
# 集中的現場指導結果 1（令和4年6月）



## 集中的現場指導結果 2（令和 4 年 6 月）

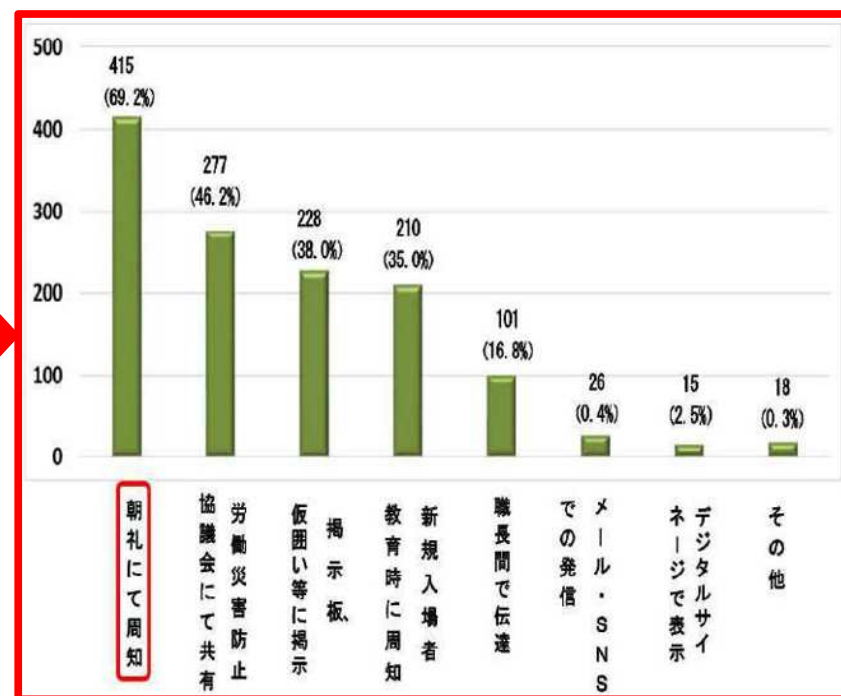
「死亡災害を絶対発生させない」  
旨の決意表明を行っているか

- ▶ 8割以上の建設現場で決意表明実施



決意表明を行っている場合に現場全体  
でどのように発信しているか(複数回答)

- ▶ 決意表明の発信で上位を占めたのは、  
「朝礼にて周知が」415現場(69.2%)  
「労働災害防止協議会にて共有」277現場(46.2%)

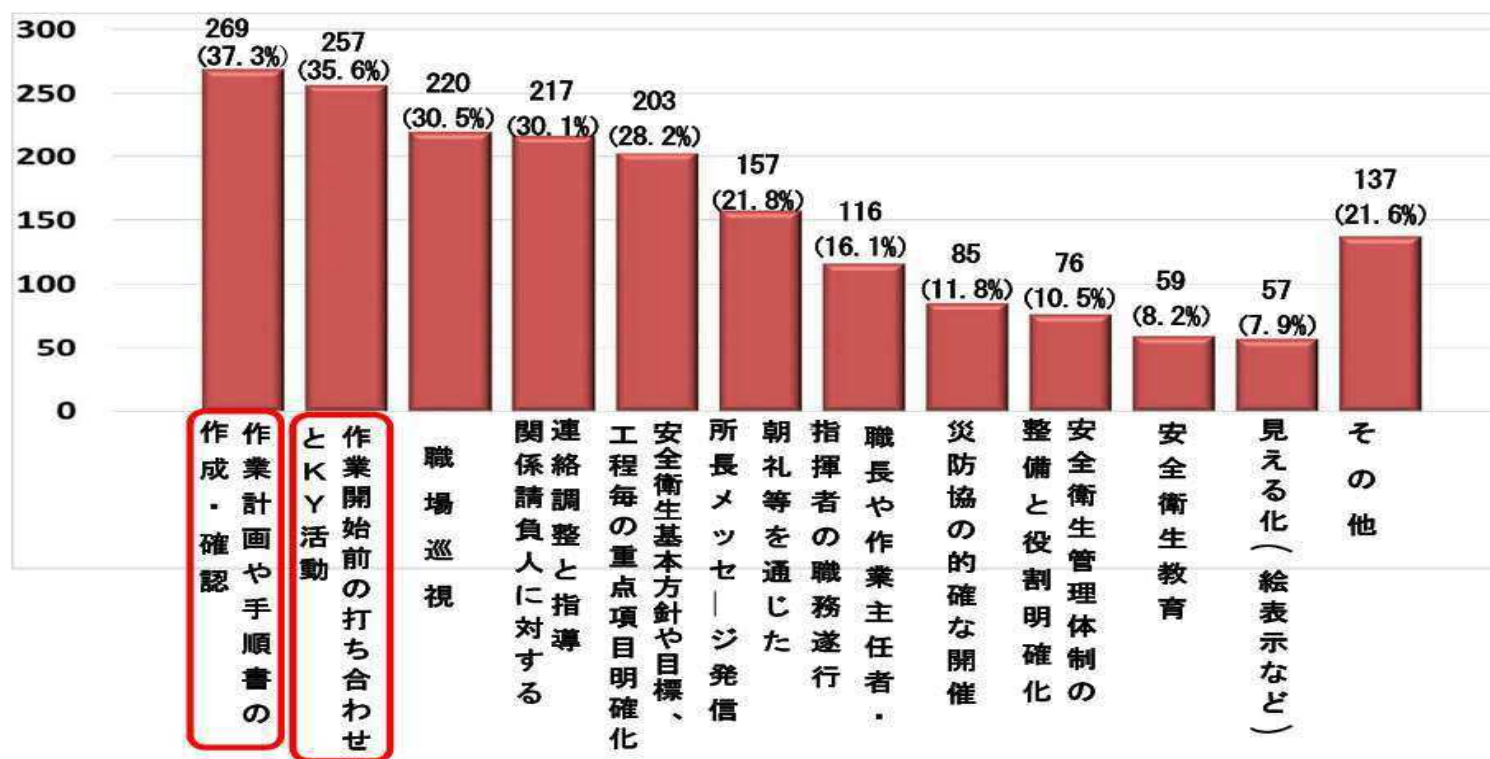




## 集中的現場指導結果 3（令和4年6月）

安全衛生管理活動の活性化で、特に重要と考えていることは何か（複数回答）

- ▶ 上位を占めたのは、「作業計画や手順書の作成・確認」が269現場(37.3%)、次いで「作業開始前の打ち合わせとKY活動」が257現場(35.6%)であった。



## 集中的現場指導結果 4（令和 4 年 6 月）

安全衛生教育で、特に重要と考えていることは何か  
（複数回答）

▶上位を占めたのは、「現場内の安全ルール周知」が424現場（58.8%）、  
次いで「作業手順の遵守」が371現場（51.5%）であった。





# STOP! 建設死亡災害2022

Safe Work 建設現場死亡災害撲滅  
取組期間の実施結果を踏まえた  
労働災害防止対策の推進をお願いします!

**Ketui**  
決意表明

死亡災害を絶対に発生させない決意表明を!

現場所長自らが発信! 指示等により全体へ周知

**Kanri Kasseika**  
管理活性化

安全衛生管理活動の的確な実施と活性化!  
(作業手順の遵守確認等)

**Kousyo**  
高所対策

有効な作業床、手すりの設置、墜落制止用具の使用徹底!

**Kyouiku**  
教育強化

安全衛生教育では安全衛生ルールの周知徹底を(掲示が有効)!

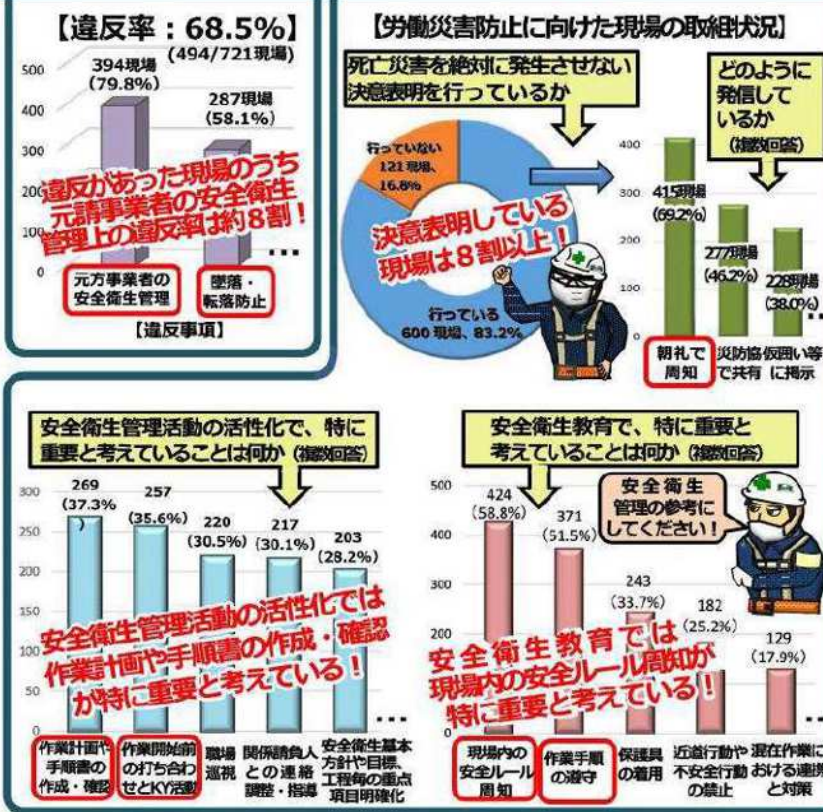
セーフワーク! 体験型教育も有効!

4K 取組の推進について、お願いします! (現場指導の結果は、裏面)

## 【重点取組事項】

- ✓ 死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信
- ✓ 安全衛生管理活動の活性化 (下請事業者に対する指導・支援)
- ✓ 墜落・転落災害防止対策の徹底 (高所作業の点検強化)
- ✓ 安全衛生教育の実施 (危険意識の低下、作業の慣れから生ずる災害防止、安全衛生ルールの周知徹底と体験型教育など)

## 集中的現場指導結果 (令和4年6月実施)



Safe Work TOKYO トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心  
東京労働局労働基準部安全課 (R4.9)

Safe Work TOKYO トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心  
東京労働局労働基準部安全課 (R4.9)



# 今後の東京労働局における建設業への取組

## 重点指導事項

### ・安全衛生管理活動の強化

安全衛生管理活動の活性化と下請事業者に対する的確な指導・支援等

### ・墜落・転落災害防止対策の徹底

現場巡視の励行、高所作業における墜落・転落防止を重点とした点検強化等

### ・安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育実施の徹底

危険意識の低下や作業の慣れによる災害防止策として、リスクアセスメント及びKY活動の活性化、災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等

**無災害での仕事の継続をお願いいたします。ご安全に！！**

**ご清聴、ありがとうございました！**